

## 平成30年度第1回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成30年7月2日（月）午後1時28分～午後3時01分
- 2 場 所 矢巾町役場2階 2-2会議室
- 3 出席者  
（構成員） 高橋昌造町長、和田修教育長、大坊一男教育長職務代理者、掛川はるな教育委員、  
齊藤学教育委員、漆原祥子教育委員  
（事務局） 山本良司総務課長、菊池由紀福祉・子ども課長、村松康志学務課長、野中伸悦  
社会教育課長、稲垣譲治学校給食共同調理場所長、田中館和昭総務課長補佐、  
立花真紀子ども支援係長、花立政広文化財係長  
（司 会） 田中館和昭総務課長補佐

### 4 内 容

#### ○ 司 会（田中館補佐）

それではただ今から平成30年度第1回の矢巾町総合教育会議をはじめさせていただきます。  
はじめに、高橋町長よりご挨拶申し上げます。

#### ○ 町 長

先ほど防災安全室から熱中症対策の情報を流しまして、今フリモントからの訪問団11名が来ているのですが昨日も岩山パークランドや動物園を歩いてそれから今日お聞きしたら時差ボケで暑いのにまいったと、皆さんお疲れのようでした。大阪の北部地震、いわゆるブロック塀に限らず小中学校だけに限らず関係する健康長寿課、福祉・子ども課など各施設に総点検するように指示を出させていただいておりますし、防災安全室を通しまして防災面、安全面の総点検をしていただくようにさせていただきますのでよろしくお願いいたしたいと思います。お気づきの点がございましたら遠慮なくお話をさせていただきたいと、事を受けてからああこうだではなく常に予防対策が大事です。そのためには職員がしっかり対応しなければならないわけですのでよろしくお願いいたしたいと思います。協議内容としてはまずいじめの問題、いじめ防止対策に関する事で、今日は状況についてということなのですが、状況よりも今どのような指導強化をしてどういう対策をしているのかということをしかりと担当からご報告させていただきたいと思います。2つ目には国指定の徳丹城の利活用、これは地元からも再三にわたって要望要請がなされております。そのたびに同じことを繰り返してはだめなので、覚悟の第1歩を踏み出すといったことをやらなければならないのだということで、今日はどのような担当から話が出るかその辺の話があると思いますのでお願いをいたしたいと思います。3番目に矢巾東児童館、今回から特にも高学年については矢巾東小学校をお借りしてやるということで色々なあれもあったのですが、子どもたちは放課後になれば自分の学校を自由に遊んだり学んだりすることができないということは常におかしいと思っていると思うので、それは私たちの対応をしかりやれば解決できることとございまして、今日はメリットデメリットという表現で出しておりますが、デメリットがあるのであればこれの解決策をどのようにしてやったら解決できるかという踏み込んだところまでお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。4番目についてはその他の、別に大阪府の北部地震に関係なく平日頃から私たちは考えていかなければならないとここもう一度再確認をさせていただくということでよろしくお願いをいたしたいと思います。メンバーの皆さん方にはご遠慮なくお話をさせていただいて結構で

ございますので1つよろしくお願いをいたしたいと思います。さっそく協議に入らせていただきます。(1)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号に関することということで、これは委員さん方には情報のあれはコピーか何か渡しているのか。資料に入っているのか。

○ 学務課長

これには入っておりません。

○ 町 長

どういことなのか抜粋してコピーをください。

それでは①のいじめ防止対策に関する状況について、担当から説明願います。

○ 学務課長

矢巾町のいじめ防止対策に関する現在の状況あるいは現在の取組状況についてご説明したいと思います。委員の皆様には前もってこの資料はお配りしておりますので詳細につきましてはお読みいただけたものだと思いますので、ポイントを絞らせていただきましてお話をさせていただきたいと思います。27年度の事案を受けまして教育委員会部局ではどのような体制強化をしたかと言いますと、いじめ問題相談員という相談員を配置いたしました。平成28年度から教育研究所に配置しました。この時は2名配置しております。相談業務や各学校との情報共有をし、それを教育委員会に持ってきて教育委員会でも情報共有するというような仕事をさせていただきまして、教育委員会内で持ってきていただいた情報を基にいじめと思われるまたはいじめの事案にどのように対応していくかということを協議するものでございます。いじめ相談員はそのような仕事をするかということ、いじめに対する相談や月1回の学校訪問、生徒指導個別カード等による情報収集、学校で月1回開催されている学校独自のいじめ対策委員会に出席し助言をするなど教育委員会との情報共有を図っているところでございます。平成30年度から教育研究所の体制を強化いたしました。昨年までは所長は学務課長が兼務しておりましたが、実質所長補佐が切り盛りをしていたという状況でございまして、所長補佐に関しましては毎日の出勤ではなく週に1日休みがあり、あるいは勤務時間も短いということもございましてここを強化したいということがございまして、月曜日から金曜日まで毎日来ていただくような体制に努めました。特に福祉・子ども課、健康長寿課、子育て支援センターとの連携、これが一番大事だということでここに力を入れていただくようお願いしているところでございます。各学校ではどのような取組みをしてきたかと言いますと、まずいじめの早期発見これが一番大事なことで児童生徒や保護者に対する定期的なアンケート調査を行う。先ほども申し上げましたけれども生徒指導個別カードを作成して児童生徒の行動や様子等を記入し指導や支援の内容を教員間で共有すると、前の重大事案でもあったことですが特定の教員が抱え込むことが一番よろしくないということで、そうならないことを目的にこのようなカードを作成して支援を行っているところでございます。学校では月1回以上いじめ対策委員会で取組状況等の情報共有を行っております。情報共有が今まででなされていなかった、弱かったことが指摘されておりますので、そこにテコ入れをしたところでございます。教育委員会ではいじめ問題相談員の連絡会ということで教育長をはじめとした主だったメンバーで、毎月いじめ相談員が集めてきたいじめに関する情報を共有し解消に向けてどのような方向性を打ち出すのがいいかということを毎月行っているところでございます。条例で平成29年度から設置したいじめ問題対策委員会、年2回開催しまして専門的な見地に基づいたいじめ事案に対する助言をいただきながら解消に向けた取り組みに生かしていこうというところであります。

す。生徒指導個別カードについて以下このように書いております。一番分かりやすいのは4ページをご覧ください。およそこのようなフォーマットでできている個別カード、これに気になるトラブル、発達障がいや疑われる言動、面談で気になること、いじめの疑い、組織での指導、いじめのその後の経過、虐待の外部との連携、家庭環境の変化、気になる様子、アンケートや調査の結果、ネットのいじめ等ありとあらゆるいじめ虐待につながるようなことを書いております。事象とそれに対してどのように学校側が対処したかということを書いておまして、これを管理職とも共有しあるいは同僚の教員とも情報共有するという事でこのカードにつきましては、小学校に入ってから書き始めることになっておまして、進級時あるいは小学校から中学校へ上がった時にこれを引き継いで継続的な児童生徒の性行あるいは行動等の情報を共有しスムーズに何かがあった場合に対応に入れるようにするために作ったものでございます。個別カードの情報を主に教育委員会に集めてきていじめ相談員が頻繁に学校に行き情報収集してきて学校と連携しながらどうやっていくかということをお学校共々教育委員会も先頭に立っていじめ防止対策に励んでいるところでございます。6ページになります。昨年度のいじめの状況でございます。いじめ事案認知の件数と解消の件数であります。一番下をご覧ください。計のところ、認知件数は506件、28年度は170、27年度は96ということで、28年度の3倍近い認知件数となっております。見守りが75件、解消にはいたっていないと判断される要観察は11件でございました。解消したのが506件中420件、解消というのは定義が変わりましていじめ事案が起きてから3か月間同様のことが起きていない場合解消と。今まではすでに謝罪すれば解消としておりましたが、そういう定義ではなくなりましたので3か月間の様子を見ていじめの様子が兆候が無いと認められたものを解消件数としてカウントしております。506件という認知件数は非常に多いですが、我々としては肯定的にとらえておまして、学校ではいじめにいかないところまでかもしれませんが、いじめと疑わしきものは全てあげてくださいという我々の指示があります。早期発見早期解消が一番の肝でございますので、教員のいじめに対する感度を上げて観察をより細かくした結果によってこのような件数になっているものであると分析しているところでございます。1番につきましては以上でございます。

○ 町 長

それでは説明が終わりましたのでこの際皆さんからご質問等ご意見またはご提言願いますのでお願いをいたします。では齊藤委員さんからお願いいたします。

○ 齊藤委員

いじめ問題というのは不正アクセスではないですけれども完全ではないので失敗することもありますし、いじめも発生することを避けることはできないということで解決するあるいはなくする方法は情報の共有化、まさにその通りだと思います。いじめの自殺や会社の不祥事、事故や事件も発生する底辺にはヒヤリ・ハットがありますが、1件の重大な事故が起こるのには300件の些細な原因が起きていると言います。そういうふうに見ると、認知件数がどんどん増えているということは些細な出来事原因が抽出されて可視化されているという面から見れば、防止対策上いいことではないかと。情報の共有化によって早期解決早期発見ができる、先生間の情報交換もそうですし、地域の連携もあると思いますが、情報の共有化をしっかりとやっておけば大きな事件を未然に防ぐことが可能ではないかと私は個人的にそう思います。いじめの防止条例が去年できたかと思いますが、防止条例ができてその後色々と相談員を配置したりして手は打っていると感じますし、個別カード作ったりやっているといます。取組はそれなりにうまくやっている

と思います。今後道徳教育も始まりますし、矢巾町独自のコミュニティ・スクールを作ろうと地域の連携も図ることから地域でいじめ防止を取り組むという下地や空気がだんだんと出来上がってくるのではないかと思います。気になるのは、可視化ができるものはいいのですが SNS、インターネットを使ったいじめは陰湿で爆発的に起きているみたいなので、規制するような取り組みというか、いじめ防止条例を見たら 17 条に 1 つ書いてはいるのですが取組としては弱いのではないかと個人的には思います。SNS を使ったいじめをもう少し体系的に厚みを持って具体化することが必要ではないかと思います。

○ 町 長

今の齊藤委員さんから出されたことに対して、学務課はどのような対応を考えている。特に最後は発言のあったことについて。

○ 学務課長

SNS に関しましては、本来は携帯を所持してはだめということになっておりますが、現実問題として中学生でスマホを持っている子どもたちはかなりの数がいるものと思われまます。その中で SNS を使って誹謗中傷なりあることないこと書いたりといったいじめの温床となるような書き込みがされていることもまた事実です。学校では SNS の教育もしております、スマホを使うときには SNS で不用意な書き込みをするなどというような指導はしているものの、現実にはそういった事例が完全には無くなっていないということです。IT 企業各社で SNS を使ったいじめにフォーカスしてそれを監視できるようなソフトあるいはアプリを作り始めております。可能であればそういったものを導入することも 1 つの手段ではないかと考えておりますが、基本的には学校を通じで徹底した SNS 使用の注意喚起に力を入れてまいりたいと考えています。

○ 町 長

今聞こうとしていることは、そういったことを例えば生徒指導の個別カードなどでいじめにあっていないかそういうことを聞き取りをすることも考えていかなければならない。だからどこかでそういった齊藤委員はこういったからかいなどのいじめが目に見えるものはいいけれども、目に見えないところの対策をどのように考えていくのか、これに力を入れていかなければならないのではないかと今言っている。1 つも答えにならないではないか。児童生徒のここでは生徒指導のとなっているが小学校も入れば児童も入るのだからなぜここは生徒だけになっているのが疑問だけれども、いずれ児童生徒の生徒指導個別カードでもそういうことを聞き取りしてチェックできるのを考えなければならぬのではないかと。そういう実態を把握しなければ、対策出来るだろうとそういう生易しいことではない現実を見ていることに対しての対策を。だから教育委員会としても学校とのかい離が出てきているから色々な問題が出てくるのだ。次漆原委員さんお願いします。

○ 漆原委員

相手が嫌だと思ったことがもういじめだということで、これでは友達関係のコミュニケーションを図ることも難しく世の中怖いと感じております。齊藤委員さんがお話しされた SNS、あれは本当に誰がやったかわからない状態、好きなことを言葉だったら言えないけれども自分の顔も出ないし何も出ないから大丈夫ということで発信しているのではないかと思います。目に見えないいじめは本当に大変だと感じました。

○ 町 長

次掛川委員さんお願いします。

○ 掛川委員

小学校、中学校に通っている子どもがいる状態で、教育委員会のところで得る情報のほかに子どもの口から聞く情報というのはまた違うものであったり、子ども同士でそれが正しいかどうかははっきりわからないですけれども、やはりそれぞれの連携、学校と町の方の連携がつながっていないと核心の問題されているところにつながらないのかなと感じたりもします。子ども同士の話でよく聞くのは SNS です。学校ではだめだと言われているけれども本当は持っている人いるんだってという話も聞きます。どこまで現実かわかりませんが目に見えない所で動いているのが怖いと感じます。

○ 町 長

大坊一男委員さんお願いします。

○ 大坊委員

生徒指導個別カードというものを今やっているわけですが、以前はいじめというのはよくないことだから 0 にしたい少なくしたいという考え方に基づいて色々な対策なり取ってきたと思うのですが、いじめというのはどうしたって無くならないのだという認識に世間も我々も変わってきていると思います。いじめの兆候なり小さいうちに芽を摘むという考え方にかわってきているのだらうと思います。その手段として個別カードで情報を把握するそして情報を 1 人だけ抱え込むのではなくみんなと共有するみんなで解決していくということが非常に個別カードは有効だと思います。SNS を私は使っていないのでどれほどのものなのかよくわかりませんがそういうところでやられると何とも手の打ちようがないと思います。

○ 町 長

3 ページの町の教育委員会の月例報告はレベル 2 以上で、文部科学省の問題行動調査についてはレベル 1 以上のものとなっているが、なぜ町教委はレベル 2 以上にしているのか。黙ってレベル 1 以上で全部挙げたらいいような気がする、なぜ対応が違うのか。話をお聞きしているとレベル 1 の段階から見逃さないということが大事だと、そう考えた時になぜ対応に差があるのかということが 1 つ。児童生徒の個別指導これは小学校と中学校は内容が違うのか。やはり小学校と中学校でカードの中身が違っていいと思うのだけれども、個別の指導は文科省で基本的なものを示しているのか、町独自に作成したのか。例えば文科省の基本的なスタイルに矢巾町独自のものを上乘せして調査報告を挙げているのか、そういう実態を教えてほしい。教育委員会の取組はメンバー 6 人でやる、ここには学校の関係者は入っていない。私は小中学校、小学校から中学校に上がった時に学校の生徒指導でもいいし養護教諭でもいいし、学校関係者を入れないと一番身近にいる人を入れないで月 1 回のいじめ問題相談員連絡会は開催しても意味ないのではないかと思う。これは学校現場のいじめの実態をみんなで聞きながら今後どのようにしていくかということ考えた時に、それも年 2 回だけだと。重大事案が起きているときに年 2 回でいいのか。毎月やったらいいのではないか、なぜ年 2 回なのか。それからいじめ問題の相談員は何人いて、相談日は常設しているのか、例えば学校へ行って情報共有のために月に 1 回開催されるいじめ対策の委員会に行くと、これでは意味がないと思う。だからいじめ問題相談員というのは何人いて各学校で何かあった時は相談窓口ここに電話してくださいと、それは親よりも子どもたちに SOS を出すときにどこへ電話すればいいか、実態をわかっているのか。ということは、今年で 3 年目になるからここでもう 1 回原点に立ち返って同じことを二度と繰り返してはならないということだからこそしっかり対応していかなければならない。このところはどのように考えているのか。

○ 学務課長

まず1点目の文科省と町への報告ということで、町への報告はレベル2以上としておりますが、レベル1を入れてしまうと町への報告がこういう事象があって加害者誰被害者誰とちゃんと書いて備考欄にはこれこれこういうことがありましたという報告になりますが、レベル1まで報告をしてもらうこととなれば現場は件数から言って非常に大変だと思います。ということでこれまでレベル2以上の報告をしてきたものと思っております。一方文科省の方は件数ではなく人数ということでやっておりますので、カウントの仕方が違います。片方は件数、片方は人数ということなのでそこに違いがあるものと考えております。個別指導カードにつきましては、町独自かということですのでけれどもこれは町オリジナルで作成したものでございます。それから教育委員会で6人で話し合いをすると、いじめ問題相談員連絡会をやっているというのは生徒指導や養護教諭は入らなければ意味がないだろう、そして年2回という話でしたが、ここで訂正しておきたいのは年2回というのはいじめ問題対策委員会という専門家を集めたものでありまして6人でやる会議は毎月やっております。そこに生徒指導主事あるいは養護教諭が入っていないということは、ここに情報を持って来る前に学校へ行って情報を収集する段階でこれらの方々からも意見をいただいているからです。意見をまとめたものを教育委員会で共有しているということです。28年度は2名でしたが30年度からは1名です。SOSをどうやって出したらいいいのかということに関しては、町が出している媒体でホームページにも載せておりますしあるいは学校を通じた文書の配布、教育委員会でも教育研究所の紹介に迷わないですぐ電話してくださいということを書いたそういったものを過去に配布しておりますので、これでSOS先はある程度周知されているのではないかと考えているところでございます。

○ 町長

6ページの小中学校の認知件数、小学校は344、中学校は162と、これは実数なのか延べ人数ではなく。

○ 学務課長

実数です。

○ 町長

そうすると全体の児童の何%になるのか。もしわかるのであればレベル1から4までの割合がどういうふうに変化しているのか、そういうデータをもっと出すべきではないか。実際小学校と中学校の認知件数の割合が全体から見た場合どういう状況であるとか、数字はうそをつかないのだからそういうデータを出すべきではないか。今日は総合教育会議だけでも教育委員会会議などで教育委員の皆さんには数字の実態をもう少し分析して、ここのところがいじめとしては問題点だと、ここをどのようにして解決していくかというそういう協議を、だから今日の総合教育会議でもただ状況を報告ではなくこれからどういうふうにしていくのか、こういうふうを考えている、これが正しいのかお諮りしたいというのが本来の姿ではないのかなと。だからこれは甘いぞ、これならば27年の7月5日に重大事案が起きたのに生ぬるい対応だと思う。教育委員会会議でもっと進化した深い議論をしているのかと思ったがこういった議論しかやっていないということであれば、なおさら学校現場との時間をかけるのではなく出た資料を前もって事前に配布して集まった時は短時間で会議が終わるようにやるのが本来の姿、ここで質問されてから何出したらいいかではない。事前に資料は配布して説明をやらなくてもみんなわかっているような資料を出してあとは議論だけをする、そういう会議でなければだめだ。だから教育委員会会議でもこの程度の議

論しかやっていないということであれば情けない。果たしていいのかこれで。まだまだ話したいことがこの中で、例えば子どもたちのランドセルの名前入れるところのカードの中に外に出しておくのであれば、あそこに困ったとき例えばいじめのことでなくてもいいから通学の時間で何か事故にあったらといったときの連絡先といったカードを子どもたちのランドセルに入れておく。そうしたら子どもたちはこれがあるから安心だと、いじめられたり知らない人に連れ去られそうになった時にどういうふうにして対応すればいいかということをしてそういうものを作ってあげればいいのだ。それはよそでやっていないからということではなく矢巾町独自として考えてみたらどうなのか、そういうことを考えていくのか教育委員会だと思うぞ。矢巾の教育は安全や防災面を考えたら果たしてこれでいいのか、心配になる。学校現場はしっかりしているからいいのだがそのところを。これ以上議論したって前に進まないだろうからあとは会議をただ開いたからそれでいいということではなく、中身の濃い会議を時間をかけないで、そのためには事前資料を配布してわからないところがあったら質問してくださいと事前に、この資料は文科省の資料が来ているのだからそれを見たらこれは甘いと思うぞ。文科省の資料なんか私でさえも見てこんなことまでチェックしているのかと思うところまでやっているのだぞ。私たちからすれば反省点を踏まえて二度とこういうことが起こらないというところを、あとは条例を制定したけれども条例も生き物だから今に合わないときは直して、そういうのを教育会議なり教育委員会でもんでおくことが大事だと思う。もう一度精査していただくということで。

○ 町 長

次に進めさせていただきます。国指定史跡徳丹城跡の利活用について、説明願います。

○ 社会教育課長

徳丹城跡の利活用について説明させていただきます。徳丹城の関係につきましては、昭和44年に国指定となりましてその後調査を進めておったところでございますが、今年度今までの調査をまとめます総括報告書を発行することとなっております。総括報告書の発行ということで調査につきましては1区切りという形になります。その後徳丹城を皆さんに知っていただくということで整備計画の方に進めていくことで計画しております。整備計画につきましては基本構想、基本計画、そして平成18年度には第2次史跡整備基本設計ということで今まで色々な会議を開きまして計画してございます。第2次史跡整備基本設計の全体平面図が8ページでございます。第2次の整備内容につきましては盛土の関係、西門の復元、西辺、北辺の復元ということで図面の中では赤くしたところが整備するところで、その周辺部の緑地の整備等が主な内容となっております。平成18年度に基本設計を計画したということで、まず10年以上たっておりますので今現在の状況等に合わせた形で見直しを検討するというところで、今年度史跡徳丹城跡整備活用指導委員会を開催いたしまして見直しを計画しております。この委員会につきましては、今まで調査で指導いただいた大学の教授等6名と地元の方々の意見もお聞きしたいということで地元の方4名を加えました10名で計画の見直しをしていただくことで考えてございます。内容につきましては平面図のとおりでございますが、この時では計画になかったのですが今現在AR技術を活用して画面で見られるような形も取り組んでいるところでございますので、そういったものも活用した形で整備を見直しながら徳丹城の内容を皆さんに知っていただき、地元の方に活用していただき、医大の関係で附属病院も来ることになってございますので医大に来る方または医大に入院している方のいこいの場となるような形で整備をいこいの場の公園的な形も含めまして整備

を考えているところでございます。今年度委員会を開催いたしまして内容を精査した上で文科省に来年度以降協議いたしまして、そこで了解を得ましたら今度は実施設計という形で具体的な内容に入っていくということで考えてございます。第2次史跡整備の関係は5ヶ年で考えてございますし、これが終わりましたら第3次という形でまた具体的な設計に入っていきたいと考えてございます。

○ 町 長

利活用について説明がありましたが、皆さんどうですか。これだけの資料で今説明された内容で意味わかりましたか。だいたいこの時期は第2次の史跡対象地区、第3次、具体的に何年度から何年度でどういうことをあれなのか整備地区と整備内容、復元や表示など書いているけれども、これに合うような図面はあるのか。第2次、第3次。

○ 社会教育課長

第2次につきましては、国道の西側で資料館の間のところの北側の部分が今回の第2次史跡整備計画の対象地区でございます。3次につきましては、それ以外の部分である南側と政庁の国道の東側の部分のところとなっております。

○ 町 長

であれば範例付けたらいいではないか。第2次と第3次の。

○ 社会教育課長

18年度に作成したものの第2次の部分でしたので、具体的な整備計画につきましてはこの付けた部分が対象ということでございました。時期につきましては平成18年に作成して19年度からということで計画はしておりましたが、実施できないということで今年度基本設計、来年度文科省の協議に入りまして32年度から実施設計という形で5ヶ年の計画で考えております。

○ 町 長

図面見ると第1次整備地区と政庁のところ書いてあるけれども、第2次第3次の範例何かあれば、それがわからないから第2次がどこで第3次がどこでと。それから対象地区は分かるけれどもそのことによってどのように変わるのか説明が無ければ議論にならないのだ。何を利活用しようとしているのか。

○ 社会教育課長

第1次整備につきましては、今現在政庁の部分と西辺の部分の柵の所にコンクリートの柱中と案内図を整備しているのですが、その分が第1次整備ということでそのあと整備がなされていなかったということで今回第2次整備に入るということです。利活用につきましては、復元状態が可視で見られる部分が乏しい形でしたので、第2次から実際に昔の状態の一部でも復元して目に見える形で徳丹城を理解していただきたい。また目に見えない部分に関しましては、AR技術を活用しまして復元を考えているということで今回の指導委員会の方々と協議しながらこの部分をARで復元対象とするかという具体的なところを協議して進めていきたいと考えてございます。

○ 町 長

教育長さん、今の説明で委員さん方分かるのかな。この資料で良しとは思えない。今役場でもドローンを導入したから空から見て、発掘調査終わったところで木が育っているところもあるだろ。そういうところを例えば緑地化してここに何やってはだめだよと方や木が森になっているところもあるだろ。そういうところはないか。



- 社会教育課長  
森と言いますかリンゴ畑になっているところはありません。
- 町 長  
そういうものを、こいつは利活用の何がどうでどういうふうになってということは今論じて総括報告書を出してからこういうふうに進めていくという何も資料が無いではないか。だから地域の方々議会からも言われている徳丹城の利活用について。総括報告書で出すのにだいたいこういう構想で進めていくのだということを出されないのか。どこかに出すものでもないのだから。
- 社会教育課長  
総括報告書については、今までの調査した内容を。
- 町 長  
それは分かっている、報告書に基づいて利活用も一緒に出てくるのだろう。
- 社会教育課長  
総括報告書はあくまでも調査した内容の部分しか。
- 町 長  
ならば全く話は別ではないか。切り離していいではないか。
- 社会教育課長  
総括報告書が出来上がらないと整備の方に入れない部分もあるので、整備の部分は。
- 町 長  
だから、絶対に前に進まないいつも先送りだ。総括報告書と合わせて整備計画も一緒にやっていったらいいだろう。
- 社会教育課長  
なので18年度に第2次整備基本設計までできているのです。ただ10年前なので今に合わせた整備と見直しをかけて、見直しの部分を文科省と協議して整備を進めていくという形になります。
- 町 長  
第2次の基本設計の全体平面図で、これでこういうことの利活用をやっていくという計画があったのだろう。
- 社会教育課長  
その内容がここに書いている盛土と。
- 町 長  
図面はあれだけでも、1つ目はこういうことをやっていく、2つ目はこういうことをやっていくということがあるのだろう。なぜそれを出さないのか。
- 社会教育課長  
その部分が西門と西辺と東西道路の整備という形が第2次の主な内容となります。この部分を復元していくという形です。
- 町 長  
委員さん方からご意見を承りたいと思います。これだけでは議論にならないですね。教育長、これは今日この説明であとは終わりにするのか利活用。もう少し地元からも議会からも私もしびれ切らしてきているから。違法なことをやれということではなく、今できることからやってほしい。それは文化庁なり県の埋蔵文化財と相談してできることからやっていったらいいではないか。

○ 教育長

この表だけでは具体的に見えないということについては検討しますし、今町長さんがおっしゃったとおり文化庁との協議もしておりますのでやれること、いつからどの程度やれるかということについても具体的に表示をして改めて提案をしていきたいと思えます。

○ 町 長

県や文化庁には足を運んでいるのか。

○ 教育長

はい、行っております。

○ 町 長

今年に行ってきたのか。

○ 教育長

行ってきました。

○ 社会教育課長

6月22日に行ってきました。

○ 町 長

どうなったのか。

○ 花立係長

はい。

○ 町 長

係長が行ってきたのか。

○ 花立係長

行ってきました。

○ 町 長

その報告を言ってくれ。

○ 花立係長

皆さんの手元にある図面を中心に説明をしてきました。18年度に作成した図面ということで、課長から説明がありました10年前にはなかったARの技術も導入しながら復元をしていきたいということで、復元については住民の皆さんからもまた、昨年行われた中間報告会でも参加者の方からも目に見える復元をお願いしたいということがありましたので、それをモットーに説明をしております。文化庁では説明した際には18年度に作った時は赤い部分の塀部分については2次の部分全部を復元ということでありましたが、今回の説明で新しい技術が入ったということで経費の節減もあります。部分的な復元と合わせて進めてよろしいかということを確認しました。そういった形でも問題はないということで回答をいただいております。今度10月に整備の関係での会議が行われますが、それまでにどこの部分をAR、どこの部分を復元ということを精査して10月の会議に出していただければと回答をいただきました。

○ 町 長

6月に行ってどこまでやってもらいたいかとちゃんと要望書を持って行ったのか。ただ行ったのか。要望書を持って行ったのか聞いている。

○ 社会教育課長

要望と言いますか、整備に具体的に入っていくので今計画しているのはこういう計画で考えて

いて、今まで作っている整備計画が18年度に作成したのがこういう形です。今後の進め方についてご指導いただくということで確認の意味で行ってきたところです。

○ 町 長

地域からもいろいろ要請書が出されているわけだから、それを受けて県なり国に要望書を出してやっているのかと聞いているのだ。議会なり地域から要望を出されている、それを受けてまとめて国や県に要望書を出しているのか。今度振興局と話し合いもあるわけだからその時にも項目として挙げているのか。

○ 社会教育課長

振興局のものには挙げておりません。

○ 町 長

これでは利活用の案が示されたとは思えないな。皆さんどうですか。矢巾町の徳丹城で木製兜や別将などよそでは出土しないものが出ているわけだから、そういうPRもどんどんやったらいいのではないか。レプリカでもいいのだから。木製兜だって日本で唯一なのだからそういうものをもっとPRしていくべき。委員さん方もだし教育長さんこれは教育委員会議でもんでいたのか。

○ 教育長

もんでおりません。

○ 町 長

これは差し戻しだ。これではとにかく地元の人たちがもったいないとあの面積を、芝生を何かに使えないかと。だから医大の病院が来たならばリハビリコースで歩くだけでもいいではないか。花を植えるであったり。どういう花木であればいいとか具体的なことをやって、案内板もどこにもない、どこに徳丹城があるのか。そこへ行ったならば歴史民俗資料館へつなげて、行ってみて徳丹城はこういうことなのだとわかるように。地元の老人クラブの方々も協力すると言っていた。佐々木家の曲り家住宅も閉めきっているから茅が細々と落ちているのだと。開けてやると言ってくれているのだ。ボランティアで協力しますと。徳丹城というのは別将や木製兜、ある意味では古代城柵の最後の砦なわけだから。あと文室綿麻呂は天皇家までつながるということも聞いているから、唯一許されて本来処刑されることだったけれどもあれだっていう話も聞いているから、そういう歴史的な背景もどんどんPRしたらいいではないか。徳丹城は矢巾町の宝だと誇りだと、とにかく来てもらいあそこで色々なイベント、桜の花春まつりだけではなく四季を通じてやる。そういうことを考えてほしいのだけれども。

○ 町 長

まず③児童館等の運営状況について、説明をお願いします。

○ 学務課長

児童館等の運営状況についてです。1 町内4か所の児童館の利用状況についてですが、徳田に関しましては4、5月の平均で30人前後の利用があります。煙山児童館が多くて利用者が100から120名、突出して多い状況となっております。不動児童館に関しては40人前後。いずれも4月から5月にかけて増えている状況です。矢巾東児童館につきましては放課後子ども教室の事業を利用して矢巾東キッズクラブ、矢巾東児童館と2つに分けて今年度から実施しております。児童館の方は65名前後、ここは低学年になります。矢巾東キッズクラブ、放課後子ども教室の事業を利用したものでございますが、これは25名ほどということで場所は東小学校の多

目的ホールで行われております。3ですが、放課後子ども教室（矢巾東キッズクラブ）の活動についてですが、多目的教室を利用し小学校4年生から6年生を対象にしております。放課後や午前授業の日などに遊んだり勉強して過ごしています。特徴的なのは、活動に加えて月に1回は外部講師を招いた体験教室を開催しています。さらに月に1回は児童が3つのコースから自由に選択できるクラブ活動を展開しています。つまり2つの事業を放課後子ども教室の活動として行っているということでございます。4月の放課後子ども教室ということで、4月23日は自然スポーツクラブから始まったこの2つの中のどちらかということになります。4月26日には青空コミュニケーションというものを開催しております。5月に関しては3つの中から選ぶものが5月10日、28日には医大へ行って災害医療を学んでおります。6月に関しては、クラブ活動としてはこの3つの中から選んで参加しております。28日には秘密基地を作ろうということで、これらの事業にどのくらい児童が参加してくれているのかと言いますと、5月の利用状況を見ていただきますと10日の目指せ気象予報士のクラブ活動ですけれども、これには30名参加しておりますし、28日の災害医療を学ぼうということで、医大でいろいろ勉強してきた日は32人で、色々興味を持ってほかの日と変わらないむしろほかの日以上に参加してくれているということで事業的にはいい事業を展開しているのかと考えております。児童館の担当課が福祉・子ども課から学務課に移管になったことに伴うメリットとデメリットについて考えてみました。メリットに関しては、放課後子ども教室を開所する場合児童館と学校の担当課が一緒のため協議がスムーズに進むこと。もう1点は放課後子ども教室を運営する中で発生する問題点の解決時間が短縮されるメリットがあります。デメリットですが保育園入園児と小学生がいる世帯の場合、以前であれば福祉・子ども課ですべて窓口申請が済んだのですが、現状では入園に関しては福祉・子ども課、児童館に関しては学務課ということで町民の皆さんに足を運ばせて負担をかけているというところがデメリットと考えております。今後の問題点ですが各児童館にこの事業を展開していきたいと考えているところではございますが、放課後子ども教室については学校によっては空き教室が無い学校もあることから開催場所の確保に知恵を絞る必要があるということ。それから煙山児童館の登録児童数が大変多く、特に低学年、安全に活動ができるよう何らかの策は思いついておりませんが、抜本的な対策を考えていかなければならないと思っているところでございます。

○ 町長

委員さん方からご質問等いただきたいと思えます。

○ 齊藤委員

児童館の人数が増加していくことは時代の流れと言いますか働く女性も増えてきているので、子どもの世話を学校が終わった後も見ていくということは増加傾向になっていくのは必然的な流れかと思えます。なおかつ医大ができれば人口も増えるでしょうからますます今の児童館の中で経営するのは難しくなってくると感じます。メリットデメリット挙げている中で申請の窓口どうのこうのというのは一本化するように工夫すればいいと思えますが、場所が無い空き教室が無い、例えば地区割り徳田小や不動小の人数が減ってきていてなおかつそれに反して東小学校煙山小学校は増加傾向にある。その流れでますます差が出てくるのではないかと感じます。地区割りで学校への収容人数を分けていると思うのですが、見直しが必要ないか質問です。

○ 学務課長

町では学区は行政区単位でやっております。今後医大が移転してきたときにどのような人口の推移になるかつかめない状況です。ある程度増えることはまず間違いないだろうということをお

定し、シミュレーションのような形でたたき台を今年度作ってみたいと考えております。学区割となると行政区の再編と密接に関係してきますので簡単にはいかないと思いますし、地域の理解を得るのも大変かと思いますが手を付けないわけにはいきません。とりあえずこのままいったらどうなるかということ今年度中に目先を付けておきたいと考えているところでございます。

○ 町 長

教育長さんこれについて学区再編のこともあるから、いわゆる放課後児童だけの問題ではなく、今後放置しておいていいのかということも含めて教育委員会議で、学校再編の委員会か何かは作ってあるよな。

○ 総務課長

あります。

○ 町 長

そこで1つの検討課題として実施するしないは別として、今齊藤委員さんからも指摘があったから。内部で検討会議を開いて、検討させていただきます。

今齊藤委員さんが言ったけれども、窓口の1か所は教育委員会に行っても福祉・子ども課に行ってもどちらでもできるのだからたらいまわしにしないような対応を考えていかなければならないのだ。

○ 学務課長

福祉・子ども課に働きかけて両方でできるように。

○ 町 長

内部で連携して話し合いをしてどちらでもいいから、当分は。

いずれ矢巾東児童館は1つのモデルになるから各小学校にやっていくことで、空き教室が無いということは放課後児童のことだから空き教室が無いということの考え方はどうなのか。

○ 教育長

今までの考え方はそういうふうには考えておりましたが、それでは対応できないので違う形として矢巾型だと思っています。そこは考えていきたいと思っています。

○ 町 長

空き教室が無いということは私に言わせれば投げやりと感じる。児童の目線で考えなければならぬ。それから煙山小学校は総人数が多いからそれこそ事故が起きた時が大変だから、早く内部で福祉・子ども課と教育委員会が協議して1つのいいモデル事業ができれば後は各学校であればいいのだからここは1つお願いをいたします。

○ 町 長

次に4その他ですけれども、教育委員さん方にはブロック塀の件については話をしているのか。ここにいる委員の皆さんは矢巾の小中学校の安全管理、ブロック塀を含めて、県教委から緊急点検しろということで報告したと思うけれども、その点検報告した内容は伝わっているのか。まだ報告していないのか。書面でいいのだから早く通知をして矢巾町の緊急点検の結果が出たのであれば書面でいいのだから。安全対策を講じなければならぬのであれば、緊急の会議を開く、そういうメリハリをつけた対応、これは町長部局も同じだ総務課。先ほども話したけれども防災対策安全対策、それからこの間は議会に対してゾーン30のことも話をしたようだけれども、ゾーン30の取組については教育委員の方々は分かっているのか。

○ 総務課長

特にはまだ。

○ 町 長

ゾーン30対策の煙山小学校周辺からあれするの皆さんに情報提供したほうがいいのではな  
いか。

○ 総務課長

ゾーン30の関係でございます。ゾーン30というのは簡単に言えばエリア、町内の道路を含  
めたエリアの中で関係するエリアを1つのゾーンとしましてその中の交通規制安全対策、いわゆ  
る抜け道対策の交通規制を30キロ規制にします。いわゆる交通規制です。50キロの部分があ  
れば40キロのところもある、エリアによってばらばらのところを一律ゾーンを決めて30キロ  
に統一しましょうということでゾーン30という名称が出てくるわけでございます。その部分に  
つきましては交通規制ですので最初に公安です。窓口は紫波署になりますけれども一番の元締め  
になりますので交通規制の部分、いわゆる許可を取った時点でエリアを決定して規制をかける。  
警察の許可が取れ次第、地域の住民説明会が原則でございますので、あくまでも警察の許可が取  
れた時点ですので取れなければ説明してもあれですのでやってなおかつ住民の方から大きな問  
題が出ない形であれば、賛同いただくという形の中で取り組ませると。警察も地元もいいとい  
うことになれば、まずは交通規制ですので交通看板、30キロ規制が設置されます。道路入口の部  
分には看板が出ます。表示ということで一番多いのは路面標示、路面にゾーン30がわかりやす  
い形の中で表示をしていくと、これは道路管理者との協議が必要になります。子どもたちの安全  
確保、通学路確保、地域が密集している部分の安全確保という形の交通安全対策がベースになり  
ます。申請しているエリアですが2カ所ございます。1カ所は煙山小学校を中心とした地域、も  
う1カ所は名称トコタウンのニュータウンのエリアになります。それぞれのゾーンの入口には路  
面標示、安全標識を行うという形の中で取り進める予定でございます。まだ警察からは許可は出  
ておりませんのでそれ待ちという状況でございます。

○ 町 長

よろしいですか、だいたいわかりましたか。まず今のところゾーン30については煙山小学校  
周辺と徳田小学校の通学路の確保ということでご理解をいただきたいと思います。いずれ煙山小  
学校のほうは児童館増えるということもありますのでそういったことも含めてゾーン30を矢  
巾町としては初めての取組になりますのでよろしくお願いします。

あとは皆さんから何かございませんか。事務局から何かありませんか。

○ 総務課長

ございません。

○ 司 会

以上をもちまして平成30年度第1回矢巾町総合教育会議を閉会いたします。どうもありがと  
うございました。

【午後3時1分 閉会】